

平成30年2月7日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市国民健康保険運営協議会  
会長 池田 澄子

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答 申）

平成29年12月25日付け市環第232号にて諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額を踏まえ慎重に審議を行った結果を次のとおり答申いたします。

#### 記

#### 1 納付金に係る保険税課税額等の適正化

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村は都道府県から示される国民健康保険事業費納付金額を都道府県に納付することとなるが、長野県から示された納付金額は、保険税を基準とした換算数値で飯山市の現行の保険税額を下回っており、平成30年度は現行制度の保険税額を基準に県への納付金額を納めることが可能であることから飯山市国民健康保険税の課税額等は据え置くことが妥当と判断される。

#### 2 保険税課税額等の適正化に必要な事項

長野県では、将来的には保険税水準の統一を目指しており、中長期的には、市町村ごとの法定外一般会計繰入金解消等の他、県が示す標準保険税率である3方式（所得割、均等割、平等割による算定）に沿った市町村の保険税率設定が求められています。飯山市においては、現行では4方式（所得割、均等割、平等割のほか資産割）であり他市町村に比べ資産割の比重が高いことから、中長期的には激変緩和の観点から資産割の段階的引き下げ・解消を図りたい。